

基安労発1005001号
平成18年10月5日

日本郵政公社人事部門
厚生労働部保健担当部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を交付された方々（旧郵政職員）に
対する健康診断等の取扱いについて（依頼）

労働基準行政の運営に当たりましては、日頃からご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成13年1月5日以前に郵政省に在籍した郵政事務官及び郵政技官、平成15年3月31日以前に郵政事業庁に在籍した総務事務官及び総務技官並びに平成15年4月1日以降に日本郵政公社に在籍した公社の職員（以下「旧郵政職員」という。）であって、労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を交付された方々に対する健康診断の取扱いについて、今般、平成18年9月7日付け基発第0907005号により、関係通達の整備を致しました。

平成18年10月1日からの、健康管理手帳を交付されました旧郵政職員に係る健康診断等の取扱いについて、別添に必要事項を記入の上、厚生労働省労働衛生課あて文書にて情報提供いただくようお願い申し上げます。なお、都道府県労働局には、当課にいただいた文書の写しを配布いたします。

別添

平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長 あて

日本郵政公社人事部門
厚生労働部保健担当部長

旧郵政職員で健康管理手帳の交付を受けたものに対する健康診断の取扱いについて

旧郵政職員で、在職中に有害業務に従事したことにより、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条に規定する健康管理手帳の交付を受けたものに対する健康診断については、下記のとおり取り扱うこととしているので、了知されたい。

記

- 1 健康診断の実施方法（(1)～(3)のいずれかを記載）
 - (1) 日本郵政公社の負担により、従前のとおり、厚生労働省労働基準局長が定める方法等と同様の方法等により、健康診断を実施する。
 - (2) 日本郵政公社の負担により、新たに自らが定める方法等により、健康診断を実施する。
 - (3) 健康診断を実施しない。

- 2 健康診断費等の請求先（住所、電話番号及び担当部署。ただし、健康診断を実施しない場合は不要）
 - (1) 医療機関からの健康診断費用の請求先

 - (2) 手帳所持者からの受診旅費の請求先